



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課)	1
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	1
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更の届出 (")	1
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (")	2
○障害者自立支援法施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出 (")	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (")	2
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	2
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	

- 林業種苗生産事業者講習会の実施 (2・7 掲示) 3
- 林業改革課 (林業改革課) 3
- 高知県公安委員会告示
- 警備員等に係る検定の実施 4

告 示

高知県告示第103号

高知県議会定例会を、平成25年3月1日に高知県議会議事堂に招集する。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第104号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 名称及び代表者の氏名
有限会社樽井商店 代表取締役 樽井 睦男
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
高岡郡中土佐町久礼6209-2
- 3 取消し年月日
平成25年1月10日

高知県告示第105号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る関係がある診療科において担当する医療の種類	指定年月日
ライオン薬局安芸店	安芸市宝永町7-13	育成医療及び更生医療		平成24年4月1日

西田順天堂薬局オオソネ店	南国市大堀乙1258番地1	〃		〃
ファミコやまも薬局	香南市野市町西野1900-5	〃		〃
パルス薬局	香南市野市町西野2637-1	〃		〃
医療法人仁栄会島津クリニック	須崎市西古市町3番15号	更生医療	腎臓に関する医療	平成24年8月1日
エール薬局須崎店	須崎市横町8-5	育成医療及び更生医療		〃
にしとさ薬局	四万十市西土佐用井1110-28	〃		〃
やいろ薬局	香美市土佐山田町西本町五丁目3-1	更生医療		平成24年12月1日
クオール薬局杉ノ川店	高岡郡津野町杉ノ川38-3	育成医療及び更生医療		〃

高知県告示第106号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から名称の変更について届出があった。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関		指定に係る自	育成医療又は更生医療に係る関係があ	変更
------	--	--------	-------------------	----

区分	の名称	医療機関の所在地	立支援医療の種類	る診療科において担当する医療の種類	年月日
変更前	高知県立安芸病院	安芸市宝永町1-32	育成医療及び更生医療	腎臓に関する医療	平成24年4月1日
変更後	高知県立あき総合病院				

高知県告示第107号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	変更年月日
変更前	訪問看護ステーションキレイ	安芸市川北甲3731番地	更生医療	/	平成24年4月1日
変更後	キレイ	安芸市川北甲3637番地			

高知県告示第108号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
らいおん堂薬局赤岡店	香南市赤岡町1930-1	育成医療及び更生医療	/	平成24年1月31日

高知県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年1月1日	一般社団法人あさひ南国市緑ヶ丘二丁目1710	デイサービスあさひ南国市緑ヶ丘二丁目1710 介護通所 介護予防通所介護
平成25年1月14日	高知市大津甲141-1 合同会社ゆいまーる	デイサービスセンターこはる南国 南国市篠原1739番地5 通所介護 介護予防通所介護
平成25年2月1日	株式会社浜あざみ 香南市赤岡町590番地	デイサービス浜あざみ 香南市赤岡町551番地 介護通所 介護予防通所介護
〃	株式会社道	訪問介護事業所あずみ

吾川郡いの町枝川1039番地1	吾川郡いの町枝川319 介護予防訪問介護
-----------------	----------------------

高知県告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	セントケア須崎	須崎市東糺町1-20	セントケア四国株式会社 香川県高松市中新町11番地1	平成25年1月1日
変更後		須崎市緑町10-40 SKハウス102号		

高知県告示第111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年2月1日	有限会社澤室戸市羽根町乙3925-3	ホームヘルパーステーションゆず 室戸市羽根町乙3925-3 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年2月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ前丙780番1から 高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ久保乙644番1まで	A	7.3	155
		29.4	
高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ前丙737番1から 高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ久保乙647番1まで	B	5.3	136
		20.2	
高岡郡津野町芳生野字東屋式丙907番から 高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ久保乙647番1まで	C	10.6	260
		36.0	
高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ前丙737番1から 高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ久保乙647番1まで	B	5.3	136
		20.2	
高岡郡津野町芳生野字東屋式丙907番から 高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ久保乙647	C	10.6	260
		36.0	

番1まで			
------	--	--	--

高知県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年2月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川登中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市三里字アラヒラ山ノ下2924番1	前	4.2	120
		43.3	
	後	8.0	120
		49.0	

高知県告示第114号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成25年2月25日から施行する。

平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	須崎	須崎市	」
	を		
「	須崎	」	」
			に改める。
			」

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年2月7日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年2月7日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された 目的
平成25 年2月 7日	変更 前	特定非 営利活 動法人 省エネ 電化安 全協会	川端 正 圈 高知市 高須三 丁目4 番37号	この法人は、自然環境の保全と住宅設備の安全性に対して、住宅設備の省エネルギーと安全性の向上及び普及促進に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
	変更 後	特定非 営利活 動法人 環境防 災対策 協会	高知市 南久保 4番38 号	この法人は、自然環境の保全と住宅の耐震安全性の向上及び防災対策の促進に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるた

め、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。
平成25年2月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 開催の日時及び場所

日時	場所
平成25年3月15日（金） 午前9時30分から午後4時30分 まで	高知市丸ノ内二丁目1-19 高知県職員能力開発センタ ー 203会議室

2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

3 林業種苗生産事業者講習会の内容

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講手数料

14,000円（種苗生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講を希望する者は、受講申込書を平成25年3月4日（月）までに住所地を管轄する林業事務所（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）に提出すること。

6 受講申込書の配布場所

高知県林業振興・環境部林業改革課、各林業事務所及び中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部林業改革課（電話番号088-821-4602）

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成25年2月22日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 検定を実施する警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

- (1) 検定の実施日及び開始時間
平成25年5月30日（木）午前9時

- (2) 検定の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

平成25年4月15日（月）から同月19日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者には住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者には住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であって、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものには、いずれも提出することを要しない。）

ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあっては制服とし、その他の者には実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

ア 受検票

イ 筆記用具

ウ 警笛（実技試験に使用するもので、本人が使用しているものがあれば持参すること。）

エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽

オ 雨着（雨天時に使用する。）

カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係